

令和8年度北区スポーツ推進委員募集要項

「東京都北区スポーツ委員に関する規則」に基づき、スポーツ推進委員の任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、新たに令和8年度からのスポーツ推進委員を下記のとおり募集する。

記

1 資格

スポーツに深い関心と理解があり、区民のスポーツ推進に協力できる次のいずれかに該当する者

- (1) 北区に住所を有し又はスポーツ活動の拠点が北区にある、心身共に健康な18歳以上（令和8年4月1日現在）の者
- (2) 包括協定締結大学が推薦する者

2 職務

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 区民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 総合型地域スポーツクラブの設立、育成及び支援を行うこと。
- (4) 区民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (5) 区民又は地域団体の求めに応じて、スポーツに係る実技の指導を行うほか、スポーツに係る講習会又は大会の運営に協力すること。
- (6) 区長、教育委員会、学校等の教育機関その他行政機関が主催するスポーツの行事又は事業に対し協力すること。
- (7) 上記(1)から(6)までに掲げるもののほか、区民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

3 人数 56名以内

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 青少年地区委員会が推薦する者 | 38名程度（各地区1～2名程度） |
| (2) 小・中学校体育会が推薦する者 | 1名程度 |
| (3) 小・中学校PTA連合会が推薦する者 | 2名程度 |
| (4) 北区体育協会が推薦する者 | 2名程度 |
| (5) 包括協定締結大学が推薦する者 | 6名程度 |
| (6) 公募 | 7名程度 |

4 処遇

- | | |
|--------|------------------------------|
| (1) 身分 | 北区非常勤職員 |
| (2) 任期 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間） |
| (3) 報酬 | 予算で定められた額（参考：令和7年度 月額9,100円） |

5 応募および選考方法

【推薦・公募基準】

- ①地域住民の体力づくりに協力できる者
- ②地域で各種スポーツ教室等の企画・運営をし、指導助言ができる者
- ③月 1 回の会議等を含め、スポーツ活動・行事に積極的に参加できる者

(1) 推薦・・・上記 3 の(1)から(5)に関しては推薦書の提出をもって決定とする。

(2) 公募

【一次選考】選考申込書と小論文の提出

以下の 2 つのテーマから 1 つを選んで、原稿用紙に 800 字程度で記入してください。

- ①「スポーツ推進委員が積極的にスポーツ活動に参加するためには、どうすればよいですか。」
- ②「若い世代・子育て世代にスポーツ活動に参加してもらうには、どうすればよいですか。」

【二次選考】面接（一次選考通過者のみ）

令和 8 年 1 月中旬～下旬で実施予定。

6 提出期限

- 上記 5 の (1) 推薦 令和 8 年 1 月 13 日(火)まで
- (2) 公募 令和 7 年 12 月 5 日(金)までとする。

7 選考結果

被推薦者及び応募者に対して通知する。

通知時期：令和 8 年 1 月下旬～2 月上旬

【参考】

スポーツ基本法 32 条（スポーツ推進委員）

市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。